



環境アセスメントに係るお知らせ

川崎市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

令和4年8月15日

川崎市環境影響評価に関する条例第22条第2項に基づき**(仮称)川崎市幸区塚越4丁目計画に係る条例 見解書**の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見等に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	 ・三井不動産レジデンシャル株式会社 執行役員 横浜支店長 岡本 達哉神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号 ・野村不動産株式会社 住宅事業本部 神奈川事業部長 菅野 宏昭東京都新宿区西新宿1丁目26番2号 ・日鉄興和不動産株式会社 常務取締役 住宅事業本部長 猪狩 甲隆東京都港区赤坂1丁目8番1号 ・総合地所株式会社 代表取締役社長 関岡 桂二郎東京都港区芝2丁目31番19号
	指定開発行為の名称	(仮称) 川崎市幸区塚越4丁目計画
	指定開発行為の種類	住宅団地の新設(第3種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市幸区塚越四丁目 298 番 3 号、4 号
	指定開発行為の目的	共同住宅の新設
	事業の内容	区域面積:約16,137㎡ 延べ面積:約37,282㎡
	事業の施行期間	令和5年1月~令和8年1月(予定)
縦覧のお知らせ	縦覧期間	令和4年8月15日(月)から令和4年8月29日(月)まで 縦覧場所ごとの時間、曜日は次項を御覧ください。 ※期間中は本市ホームページにて見解書の内容を御覧になれます。
	縦覧場所及び時間	川崎市:幸区役所及び環境局環境評価課(市役所第3庁舎15階) 午前8時30分から午後5時まで。土曜日、日曜日は除く。 ただし、幸区役所では、第4土曜日の午前8時30分から午後0 時30分も縦覧を行います。 横浜市:横浜市環境創造局環境影響評価課及び鶴見区役所 午前8時45分から午後5時まで(環境創造局環境影響評価課は 午後5時15分まで)。土曜日、日曜日は除く。 ※川崎市・横浜市ともに縦覧開始日(8月15日)は、正午から縦覧を行います。
	ホームページ	縦覧期間中、ホームページで条例見解書の閲覧ができます。
	問 合 せ 先	川崎市環境局環境対策部環境評価課 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電 話:044-200-2156 FAX:044-200-3921 Mail:30kanhyo@city.kawasaki.jp